商品概要説明書　【退職金専用定期預金】

２０２４年１０月１日現在

１．商 品 名	・退職金専用定期預金
２．販売対象	以下の要件に該当する退職金受取後２年以内の個人のお客さま ・当金庫で退職金をお受取りの方 ・他行庫で退職金をお受取り後、当金庫へ預け替えいただける方
３．期　　間	・１年、５年 ・自動継続型（元金継続型または元利継続型）のみのお取扱いとなります。
４．預　　入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	 ・一括預入 ・通帳式、証書式のみのお取扱いとします。 ・１００万円以上、退職金の受取金額以下 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
６．利　　息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	 ・固定金利 ・自動継続後は、各預入期間ごとの店頭表示利率に０．０１０％を加算した利率を約定利率として適用します。 なお、店頭表示利率は、原則として毎週見直しています。 ・預入期間１年ものは満期日以降に一括して支払います。 ・預入期間５年ものは、中間利払日（預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日）以降及び満期日以降に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×７０％、小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算。 なお、単利型のみのお取扱いであり、複利型のお取扱いはしていません。
７．税　　金	・利息には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） ＊２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税 15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。
８．手 数 料	――――――――
９．付加できる特約事項	・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。 （マル優の対象条件等は法令の定めによります。）
10．期限前解約時の取扱	・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」、「自由金利型定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。

（次頁に続く）

11. 金利情報の入手方法	・金利は当金庫ホームページの「預金金利」より「定期預金」、店頭掲示のポスターまたは店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の適用	・預金保険制度の対象預金です。１預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本１,０００万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び 12/31～1/3 を除く）に営業店またはリスク統括部（午前９時～午後５時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び 12/31～1/3 を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前９時～午後５時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考となるべき事項	・この定期預金は、上記２に該当する販売対象のお客さまのために、自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕（愛称：スーパー定期・スーパー定期３００）、または自由金利型定期預金(愛称：大口定期預金)の利率を優遇した商品でございます。 ・お預け入れの際、上記２の販売対象であることを確認できる書類等の提示をお願いしています。（詳しくは窓口へお問い合せください。） ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・総合口座の担保とすることはできません。 ・取扱期間は当金庫ホームページの「預金金利」より「定期預金」、店頭掲示のポスターまたは店頭のマルチメディア情報表示画面をご覧ください。 ・金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。

川崎信用金庫